

年始は「ミニミニバスを運休します」

年始のコミュニティバスは、1月3日(月)まで運休します。また冬期間は、積雪のため出発予定が変更になる場合があります。

子育て世帯生活支援特別給付金の申請を忘れず！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給しています。

■支給対象者
次の①、②の両方に当てはまる人
※すでに同事業の給付金を受け取った人は除く

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する父母など
- ※令和4年2月28日(月)までに生まれた新生児なども対象
- ②令和3年度町県民税(均等割)が

在宅医療・介護連携講演会

■日時
1月29日(土)
午後1時30分～午後3時30分

■場所
役場2階201会議室

■講演
「在宅医療・緩和ケアの現場から」縁起でもない!! でも本当にそうかな? 誰でもいつかはその時のために」
▽講師 岩手県立磐井病院 緩和医療科長 平野拓司 先生

■事例紹介
「元気な時こそ人生会議」いつでもどこでもその人らしく」
▽講師 岩手県立磐井病院 緩和ケア認定看護師 小笠原章子 氏

■定員：50人
■申込期限：1月21日(金)
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

水道を凍結から守りましょう

これからの季節、水道凍結事故が多発します。水が出なくなったり水道管やメーターが破裂したりする凍結事故により、修理に多くの費用がかかる場合があります。水道の凍結には十分注意しましょう。

- こんなときは凍結に注意が必要です
▽外気温がおおむね氷点下4度以下になったとき。
- ▽長期間水道を使用しないとき。
- 水道管の凍結を防止しましょう
▽水道管や蛇口を布で巻き、濡れないように保温してください。
- ▽凍りやすい場所には保温ヒーターなどを設置しましょう。
- ▽外出や寝る前に、水抜き栓を使って水道管内の水を抜きましょう。

「上下水道事業運営協議会委員」を募集します

年2～4回程度の会議に出席し、町の上下水道事業について意見を述べていただきます。出席した分の報酬は規定により支払います。

■募集人数：2人
■任期：2年間
■資格
町内に住所があり、年齢が20歳からおおむね60歳で、上下水道事業に関心のある人(公務員および上下水道関連分野の業務に職業と

防災行政無線戸別受信機の配布を延期します
今年度更新を進めていた防災行政無線のデジタル化に対応した戸別受信機の配布は、世界的な半導体不足などの影響により年度内の配布は難しいことから令和4年度に延期します。配布の準備ができましたら、広報誌などでお知らせします。

家族のための精神保健セミナー

精神障がいを抱える家族が本人との接し方や社会資源利用の心の持ち方など、基礎的な知識を得て安心して地域で生活するための精神保健セミナーを開催します。

■日時：2月24日(木)
午後1時～午後3時30分

■場所：一関保健センター「多目的ホール」
■講話：「地域で安心して暮らすためには」
▽講師 岩手県精神保健福祉会 岩淵 千聖 氏(県立南光病院)

■申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

町営住宅の入居者を募集します

物件名	▷上野台団地…5戸(①2号棟211、②1号棟105、③3号棟109、④3号棟303、⑤3号棟306)
間取り	① 1LDK(居間:6帖、和室1室:6帖) ②③ 2LDK(居間:6帖、和室2室:6帖) ④⑤ 3LDK(居間:6帖、和室1室:6帖、洋室2室6帖)
月額家賃	入居者の所得に応じて ①18,900円～28,100円 ②20,400円～30,300円 ③20,800円～31,000円 ④24,500円～36,500円 ⑤24,500円～36,500円
募集期間	1月5日(水)～19日(水) 受付時間 平日8:30～17:15
入居資格	▷現に同居、または同居しようとする親族がいる人 ▷収入が定められた額を超えない人 ▷現在住宅に困っている人 ▷市町村民税などを滞納していない人 ▷暴力団員でない人
その他	▷申込みおよび入居には連帯保証人(平泉町内の人もしくは奥州市、一関市の人が2人必要です。 ▷申込者および連帯保証人の収入状況など所定の審査を行います。 ▷募集は、申込みが多数の場合は抽選になります。
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569

生活困窮者冬季特別対策事業

石油価格の高騰をふまえ、高齢者や障害者などのいる低所得世帯へ灯油購入費などを一部助成します。

■対象
①令和3年12月1日において平泉町に住所を有し、令和3年度町県民税の非課税世帯であって、次のいずれかの世帯(原則、特養、老健、グループホーム等の施設入所者を除く)
▽高齢者(満65歳以上)のみで構成される世帯
▽身体障害者(身体障害者手帳1・2級)のいる世帯
▽知的障害者(療育手帳A)のいる世帯
▽精神障害者(精神障がい者保健福祉手帳1級のいる世帯)
▽障害基礎年金1級受給者のいる世帯
▽特別児童扶養手当1級受給者のいる世帯

▽ひとり親または父母に代わる養育者と18歳未満の児童のみの世帯

■要介護または5の介護認定を受けている人のいる世帯
②生活保護世帯(原則、施設入所者を除く)
■支給額：1世帯1万5千円
■受付期間
1月11日(火)～2月28日(月)
■申請方法
申請書に必要事項を記入押印し、必要書類を持参のうえ役場1階談話室で手続きをしてください。

■持参するもの
本人確認書類、印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書、介護保険被保険者証、通帳(金融機関口座氏名(フリガナ)と口座番号が確認できるもの)など

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

年始の飲酒運転を防止しましょう

飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。

特に年始は、新年会、正月など飲酒の機会が増え、飲酒運転による事故も増加する傾向にあります。町民の皆さん一人一人が「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562